

車両売買契約書

契約日 年 月 日

売 主 (甲)	ご住所	〒	—
	フリガナ		
	契約者名		
			
	電話番号	自宅	
	携帯		
車両所有者名		(甲と異なる場合)	
所有者住所			

買主(乙)

甲は乙に対して、右記の約定で下記車両を売り渡すことを約し、乙はこれを了承し、売買契約を締結した。なお、右記価格には自賠責保険未経過保険相当額、未経過自動車税、リサイクル料金を含むものとする。また自動車税は今期分まで完納していることを前提とする。

[illegible]

車 両 情 報	車名					
	グレード			登録番号		
	型式			初度登録		
	車台番号			車検期限		
	走行距離			排気量		
	車両引渡日	年	月	日		
	書類引渡日	年	月	日		
			代金支払日	年	月	日

車両売買金額に含まれる諸項目・付属品等	
諸項目	自動車税未経過分 重量税未経過分 自賠責未経過分 リサイクル預託金 付属品等
備考欄	

状況	事故による修復歴	ある ・ なし	冠水歴	ある ・ なし
	メーター交換歴	ある ・ なし	故障箇所	ある ・ なし

お振込み	銀行 信用金庫	-	本店 支店	支店コード		普通 当座	
	口座名義人			郵便局通帳記号	番 号		

契約条項

- 第1条 甲は車両所有者の印鑑証明、委任状、譲渡証明書、有効期限内の自動車税納税証明書、リサイクル券、その他車両の登録名義の変更手続きに必要な書類を、甲の責任において完備し、本契約書記載の書類引渡日に乙に引き渡すものとする。

第2条 移転登録書類等の不備・位置間違により発生する責任は甲が負い、問題解決に必要な費用（車両保管料などを含む）を負担するものとする。

第3条 車両の自動車税は甲の責任において、本年度分まで完納されていることを前提とする。万一完納されていないときは、未払い分は甲の負担とする。

第4条 甲が乙に対して、第1条記載の名義変更に必要な書類の引き渡しを完了した後は、車両の名義変更については、乙が一切の責任を負うものとする。

第5条

 1. 甲は車両につき、その使用状況、品質、修復の有無及び程度を誠実に申告しなければならない。
 2. 甲は売買契約書に所要を正確に記載、申告し、虚偽の記載及び誤記入、記入漏れ等ないように注意すること。万一、虚偽の記載、誤記入、記入漏れ等により発生する問題の責任はすべて甲が負うものとする。
 3. 特に、修復歴の有無の記入欄は、そのいずれかであるが正確に○印を付することを要するものとする。なお、事故による修復歴の定義には、財団法人自動車公正取引協議会の規約に準ずる。
 4. 甲は、売買契約書に誤記入を発見した場合は直ちにその旨を乙に報告し訂正しなければならない。

第6条 甲が乙に対して、車両の引き渡しせず、又は第1条記載の名義変更に必要な書類の引き渡しを完了しない場合は、乙は、甲に対し事前に通知・催促等をすることなく直ちに本契約を解除でき、甲は、乙から損害賠償を請求されても一切の異議を申し立てないものとする。

第7条 本契約締結日から契約車両引渡日の間に契約車両に破損等変化が生じた場合は、乙は本契約を解除できるものとする。

第8条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈に疑義が生じた事項がある場合には、民法その他関係法令を適用して、甲・乙は誠実に協議し、解決するものとする。

第9条 訪問においても、自動車売買契約にクーリングオフの適用はありません。

第10条 その他の特記事項

お客様控え

車両売買契約書

契約日 年 月 日

売 主 (甲)	ご住所 〒 ー
	フリガナ
	契約者名 
	電話番号 自宅 携帯
	車両所有者名 (甲と異なる場合) 所有者住所

買主(乙)

甲は乙に対して、右記の約定で下記車両を売り渡すことを約し、乙はこれを了承し、売買契約を締結した。なお、右記価格には自賠責保険未経過保険相当額、未経過自動車税、リサイクル料金を含むものとする。また自動車税は今期分まで完納していることを前提とする。

[illegible]

車 両 情 報	車名									
	グレード							登録番号		
	型式							初度登録		
	車台番号							車検期限		
	走行距離							排気量		
	車両引渡日 年 月 日				代金支払日 年 月 日					
	書類引渡日 年 月 日									

車両売買金額に含まれる諸項目・付属品等	
諸項目	自動車税未經過分 重量税未經過分 自賠責未經過分 リサイクル預託金 付属品等
備考欄	

状況	事故による修復歴	ある ・ なし	冠水歴	ある ・ なし
	メーター交換歴	ある ・ なし	故障箇所	ある ・ なし

お振込み	銀行 信用金庫	-	本店 支店	支店 コード				普通 当座						
	口座名義人			郵便局通帳記号			番 号							

契約条項

- 第1条 甲は車両所有者の印鑑証明、委任状、譲渡証明書、有効期限内の自動車税納税証明書、リサイクル券、その他車両の登録名義の変更手続きに必要な書類を、甲の責任において完備し、本契約書記載の書類引渡日に乙に引き渡すものとする。
- 第2条 移転登録書類等の不備・位置円筒により発生する責任は甲が負い、問題解決に必要な費用（車両保管料などを含む）を負担するものとする。
- 第3条 車両の自動車税は甲の責任において、本年度分まで完納されていることを前提とする。万一完納されていないときは、未払いは甲の負担とする。
- 第4条 甲が乙に対して、第1条記載の名義変更に必要な書類の引き渡しを完了した後は、車両の名義変更については、乙が一切の責任を負うものとする。
- 第5条 1. 甲は車両につき、その使用状況、品質、修復の有無及び程度を誠実に申告しなければならない。
2. 甲は売買契約書に所要を正確に記載、申告し、虚偽の記載及び誤記入、記入漏れ等ないように注意すること。万一、虚偽の記載、誤記入、記入漏れ等により発生する問題の責任はすべて甲が負うものとする。
3. 特に、修復歴の有無の記入欄は、そのいずれかであるが正確に○印を付することを要するものとする。なお、事故による修復歴の定義には、財団法人自動車公正取引協議会の規約に準ずる。
4. 甲は、売買契約書に誤記入を発見した場合は直ちにその旨を乙に報告し訂正しなければならない。
- 第6条 甲が乙に対して、車両の引き渡しせず、又は第1条記載の名義変更に必要な書類の引き渡しを完了しない場合は、乙は、甲に対し事前に通知・催促等をすることなく直ちに本契約を解除でき、甲は、乙から損害賠償を請求されても一切の異議を申し立てないものとする。
- 第7条 本契約締結日から契約車両引渡日の間に契約車両に破損等変化が生じた場合は、乙は本契約を解除できるものとする。
- 第8条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈に疑義が生じた事項がある場合には、民法その他関係法令を適用して、甲・乙は誠実に協議し、解決するものとする。
- 第9条 訪問においても、自動車売買契約にクーリングオフの適用はありません。
- 第10条 その他の特記事項